議案第71号

三朝町水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

令和７年12月９日

三朝町長　松　浦　弘　幸

三朝町水道事業給水条例の一部を改正する条例

三朝町水道事業給水条例（平成10年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後

別表第２（第24条関係）

上水道事業の給水料金表

１口当たり

口径ミリメートル	基本水量立方メートル	基本料金　円	超過料金（１立方メートルにつき）　円	
			1,000立方メートルまで	1,000立方メートルを超える部分
13	10	900	125	125
20	20	2,300	140	<u>135</u>

改正前

別表第２（第24条関係）

上水道事業の給水料金表

１口当たり

口径ミリメートル	基本水量立方メートル	基本料金　円	超過料金（１立方メートルにつき）　円	
			1,000立方メートルまで	1,000立方メートルを超える部分
13	10	850	125	125
20	20	2,150	140	<u>140</u>

25	25	4,200	140	135
30	30	5,800	140	135
40	40	8,300	140	135
50	50	13,300	140	135
75	75	24,000	140	135
100	100	36,000	140	135

別表第３（第24条関係）

簡易水道事業及び飲料水供給事業の給水料金表

１口当たり

口径ミリメートル	基本水量立方メートル	基本料金　円	超過料金（１立方メートルにつき）　円	
			1,000立方メートルまで	1,000立方メートルを超える部分
13	10	800	125	125
20	20	2,200	140	135
25	25	3,600	140	135
30	30	4,900	140	135
40	40	7,000	140	135
50	50	11,300	140	135
略				

25	25	4,000	140	135
30	30	5,500	140	135
40	40	7,800	140	135
50	50	12,600	140	135
75	75	23,000	140	135
100	100	34,000	140	135

別表第３（第24条関係）

簡易水道事業及び飲料水供給事業の給水料金表

１口当たり

口径ミリメートル	基本水量立方メートル	基本料金　円	超過料金（１立方メートルにつき）　円	
			1,000立方メートルまで	1,000立方メートルを超える部分
13	10	700	125	125
20	20	2,000	140	140
25	25	3,200	140	135
30	30	4,400	140	135
40	40	6,200	140	135
50	50	10,100	140	135
略				

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の三朝町水道事業給水条例別表第２及び別表第３の規定は、施行日以後最初の定例日後に計量した使用水量により算定する料金について適用し、施行日以後最初の定例日以前に計量した使用水量により算定する料金については、なお従前の例による。